

議案第 59 号

令和 4 年度狭山市一般会計補正予算（第 5 号）

補正予算別冊のとおり

令和 4 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和4年度狭山市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度狭山市一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,799,058千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,905,693千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
12 地方交付税	
	1 地方交付税
16 国庫支出金	
	2 国庫補助金
17 県支出金	
	2 県補助金
20 繰入金	
	1 特別会計繰入金
	2 基金繰入金
21 繰越金	
	1 繰越金
22 諸収入	
	6 雑入
23 市債	
	1 市債
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,540,000	842,919	3,382,919
2,540,000	842,919	3,382,919
8,869,270	33,201	8,902,471
2,171,415	33,201	2,204,616
3,502,151	14,569	3,516,720
686,341	14,569	700,910
2,263,969	135,719	2,399,688
64,091	148,719	212,810
2,199,878	△13,000	2,186,878
600,000	2,034,937	2,634,937
600,000	2,034,937	2,634,937
933,657	241,752	1,175,409
351,421	241,752	593,173
3,082,200	△1,504,039	1,578,161
3,082,200	△1,504,039	1,578,161
49,106,635	1,799,058	50,905,693

歳出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
6 農林水産業費	
	1 農業費
8 土木費	
	3 都市計画費
10 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,650,386	1,539,849	7,190,235
4,525,822	1,539,849	6,065,671
22,219,630	365,957	22,585,587
10,239,702	31,332	10,271,034
9,775,647	186,038	9,961,685
2,196,513	148,587	2,345,100
4,568,688	84,259	4,652,947
2,472,829	84,259	2,557,088
178,403	36,700	215,103
178,403	36,700	215,103
4,380,502	2,500	4,383,002
2,945,773	2,500	2,948,273
4,160,191	△230,207	3,929,984
786,308	5,784	792,092
650,855	17,344	668,199
793,221	△253,335	539,886
49,106,635	1,799,058	50,905,693

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
入曽駅周辺整備事業物件移転補償料	令和4年度から 令和6年度まで	76,500

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	区 分	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中学校校舎等改修事業費	補正前	224,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
	補正後	51,500	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	補正前	2,000,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同 上
	補正後	668,961	同 上	同 上	同 上